

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成30年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 兵庫県美方郡新温泉町 個人

乙 島根県松江市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金190,958円を甲に、267,390円を乙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年8月28日

(2) 事故発生場所

鳥取市伏野地内

(3) 事故の状況

鳥取県東部福祉保健事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路へ左折進入しようとした際、道路を右方から進行してきた和解の相手方甲所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。